

横浜市の制度に基づく地区のルールについて 重要事項説明時に御説明をお願いします。

横浜市では、横浜市街づくり協議要綱及び横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、土地利用等に係るルールが定められている地区があります。

重要事項の説明の際には、地域のまちづくりを円滑に進めるために、これらの土地利用等に係るルールをご説明いただきますよう御協力をお願いいたします。

【説明内容】

取引する宅地・建物が、土地利用等に係るルールの定められている地区内に存在する場合は、次の内容の説明をお願いいたします。


- ①該当する地区名及び土地利用等に係るルールの内容
- ②建築等を行う際には、届出や協議が必要であること

【制度概要】

1 街づくり協議指針

- (1) 根拠
横浜市街づくり協議要綱
- (2) 協議手続き
事業者は、街づくり協議地区の区域内において建築確認申請等又は屋外広告物許可申請を行おうとする場合、調査・企画段階等のできる限り早い時期から、市長と街づくり協議を行うものとする。(第5条1項)
- (3) 指定された地区
街づくり協議地区一覧を御確認ください。
横浜市ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machi-kyogi/>


横浜市 街づくり協議

検索 

2 地域まちづくりルール

- (1) 根拠
横浜市地域まちづくり推進条例
- (2) 制限内容
地域住民等は、地域まちづくりルールを遵守しなければならない。(第12条第5項)
- (3) 協議手続き
地域まちづくりルールの対象となっている地域において、当該地域まちづくりルールに係る建築等を行おうとする者(以下「建築等行為者」という。)は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。(第13条第1項)
建築等行為者は、前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該地域まちづくりルールのうち建築等に係る事項について、地域まちづくり組織と協議を行わなければならない。(第13条第2項)
- (3) 認定された地区
地域まちづくりルール認定簿を御確認ください。
横浜市ホームページ
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/katsuyou/ru-ninteibo.html>

地域まちづくりルール 認定簿

検索 

※ 各地区の区域は、i-マップ（まちづくり地図情報）でも確認できます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/>


お問合せ先 都市整備局地域まちづくり課

- ・街づくり協議要綱、地域まちづくり支援条例に関すること (まちづくり総括担当) 045-671-2696
- ・街づくり協議地区、地域まちづくりルール地区、手続きに関すること 裏面を御参照ください

■お問合せ先

- ・街づくり協議地区、手続きに関すること
地区によってお問合せ先が異なります。
都市整備局のホームページを御確認ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machi-kyogi/>

横浜市 街づくり協議	検索 
------------	--

- ・地域まちづくりルール地区、手続きに関すること

地区		都市整備局（市役所本庁舎6階） まちのルールづくり相談センター	
		担当部署	電話番号
都 心 部	区内、区外、元町等、 桜木町駅周辺、新横浜都心	都心再生課	045-671-2673
	横浜駅周辺、ヨコハマポートサイド等		045-671-2693
	みなとみらい21地区	みなとみらい21推進課	045-671-3516
都 心 部 以 外	青葉区	青葉区区政推進課 （青葉区役所内）	045-978-2217
	上記以外の地区	地域まちづくり課 （支援・誘導担当）	045-671-2667

都市整備局のホームページも合わせて御確認ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/etc/chikutoiawase.html>